資料№2

国民健康保険税の賦課について

1　保険税の賦課

⑴保険税額の決まり方

保険税の額は、その年に予測される国保事業に要する費用の総額から、受診の際に患者が負担する分と国などの負担金を除いた額を、税として加入者から徴収する分です。

①保険税の構成

保険税は次の三つにより構成されています。

・医療給付費分(医療分)----- 医療機関に支払う診療報酬分

・後期高齢者支援金分（支援分）　----- 後期高齢者医療制度を支えるために各医療保険者が納める分

・介護納付金分(介護分)----- 40～64 歳までの方の介護保険料相当分

②賦課割合（応能・応益原則）

国保の保険税においては、応能原則（負担能力に応じた負担）と応益原則（受益に応じた負担）が採り入れられており、この２つの原則を組み合わせて応能負担と応益負担に相当する項目に賦課総額を配分します。

この配分方式には、以下のような方法及び標準割合が示されています。

項目／方式	応能負担		応益負担		糸魚川市の賦課配分
	所得割総額	資産割総額	均等割総額	平等割総額	
４方式	40%	10%	35%	15%	医療分
３方式	50%	－	35%	15%	支援分
２方式	50%	－	50%	－	介護分

糸魚川市では、医療分を「４方式」、支援分を「３方式」、介護分を「２方式」で算定しています。

③所得割の算定

所得割額の算定には以下の３つの方式があり、当市は「旧ただし書方式」で算定しています。

旧ただし書　方式	総所得金額等から市民税基礎控除額のみを控除
本　文　方式	総所得金額等から市民税各種所得控除額を控除
所得割　方式	市民税の所得割額を基に算定

⑵税率について

平成29年度の税率

区分	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	課　税 限度額
医 療 分	7.05%	8.20%	24,500円	20,400円	540,000円
支 援 分	2.73%	―	8,800円	7,000円	190,000円
介 護 分	3.00%	―	16,300円	―	160,000円

⑶均等割と平等割の減額

世帯主及び被保険者の所得の合計が一定額以下の場合、「均等割額」及び「平等割額」を減額します。

減額基準

軽減割合	総所得金額等の合計額（軽減判定の基準所得）
７割	基礎控除額(330,000円)以下
５割	基礎控除額 ＋ 被保険者数 × 270,000万円以下
２割	基礎控除額 ＋ 被保険者数 × 490,000万円以下

※65歳以上の年金所得のある者は、総所得金額の合計額から15万円を控除した額が基準所得となります。

⑷後期高齢者医療制度創設にともなう保険税の減額など

平成20年４月以降、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることになりました。それにともなって、国民健康保険に引続き加入する方や新たに被保険者となる方の保険税負担が急に増えることのないように、保険税の減額や軽減判定を行います。

①平等割の減額

75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行することで国保の被保険者が１人になる場合、５年間は平等割を半額に、６年目から８年目までの間は４分の１軽減します。

②軽減判定

均等割・平等割の軽減を受けている世帯について、75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行することで被保険者数が減少しても、旧国保被保険者（後期高齢者医療へ移行前は国民健康保険の被保険者だった方）の所得及び人数も含めて軽減判定を行います。これにより軽減基準に該当すれば、これまでと同様の軽減が受けられます。

③被用者保険の被扶養者であった者に対する保険税の減額

75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療に移行することで、その被扶養者だった65歳以上の方（旧被扶養者）が新たに国保の被保険者となり、保険税を納めることになった場合、当分の間、次の減額措置を

行います。

(ｱ) 所得割と資産割の課税を免除

(ｲ) ７割又は５割の軽減に該当しない場合

・旧被扶養者に係る均等割を半額とする。

・旧被扶養者のみで構成される世帯の平等割を半額とする。

⑸非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減

雇用主の都合により離職（非自発的失業）をし、国民健康保険へ加入する方について、失業（離職）から次の期間、前年の給与所得金額を 30/100 として、国民健康保険税を算定します。

①離職日が「平成 21 年３月 31 日から平成 22 年３月 30 日までの方」
⇒平成 22 年度分

②離職日が「平成 22 年３月 31 日以降の方」
⇒離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間

⑹保険税の納付方法

納付方法	納付回数	対象世帯
特別徴収 （世帯主の年金から天引き）	６ 回 4、6、8、10、12、2月の年金支給月	次のいずれにも該当する世帯 ・介護保険が年金から天引きされている ・世帯主が国民健康保険の被保険者である ・被保険者全員が 65 歳～75 歳未満 ・世帯主が年額 18 万円以上の年金を受給している ・国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金受給額の 1/2 を超えない
普通徴収 （納付書又は口座振替）	9回 7月（集合第2期） ～ 3月（集合第10期）	上記以外の世帯

2　平成 29 年度賦課状況（平成 29 年 7 月 1 日現在　本算定）

（1）医療分　　（単位：％・人・世帯）

所得割額		資産割額		均等割額		平等割額		算出税額（A）
税率	税額	税率	税額	税率（円） 人数	税額	税率（円） 人数	税額	
7.05	340,958	8.20	20,986	24,500 9,589	224,822	20,400 6,168	121,064	707,830

低所得者軽減		限度額超過額		端数処理（D）	減免税額（E）	調定額 (A)-(B)－(c)-(D)-(E)
世帯数 被保険者数	軽減額（B）	世帯数	軽減額（C）			
3,834 5,820	115,831	80	36,853	311	0	554,835

（2）支援分

所得割額		資産割額		均等割額		平等割額		算出税額（A）
税率	税額	税率	税額	税率（円） 人数	税額	税率（円） 人数	税額	
2.73	132,093			8,800 9,589	80,752	7,000 6,168	41,541	254,386

低所得者軽減		限度額超過額		端数処理（D）	減免税額（E）	調定額 (A)-(B)－(c)-(D)-(E)
世帯数 被保険者数	軽減額（B）	世帯数	軽減額（C）			
3,834 5,820	40,991	89	15,118	300	0	197,977

（3）介護分

所得割額		資産割額		均等割額		平等割額		算出税額（A）
税率	税額	税率	税額	税率（円） 人数	税額	税率（円） 人数	税額	
3.00	49,853			16,300 2,811	42,422			92,275

低所得者軽減		限度額超過額		端数処理（D）	減免税額（E）	調定額 (A)-(B)－(c)-(D)-(E)
世帯数 被保険者数	軽減額（B）	世帯数	軽減額（C）			
1,310 1,500	12,631	67	5,066	130	0	74,448

3　平成 28 年度収納率

国民健康保険税　　（単位：千円・％）

区分		予算額	調定済額	収入済額	不納欠損額	未収未済額	収納率（%）	前年度収納率（%）
合　計		894,533	972,877	892,569	4,577	75,731	91.7%	90.8%
	現年度分	876,433	890,869	869,256	0	21,613	97.6%	97.5%
	滞納繰越分	18,100	82,008	23,313	4,577	54,118	28.4%	27.7%